

○大口町保育所運営委員会設置条例

令和元年9月30日

条例第39号

大口町保育の必要性の認定等に関する条例（昭和62年大口町条例第4号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 保育所の適正円滑な運営を図るため、大口町保育所運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 保育所の運営に関すること。
- (2) 利用者負担額、延長利用者負担額等に関すること。
- (3) その他保育所運営に必要なこと。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員の職にある者 3人
- (2) 民生委員・児童委員の職にある者 3人
- (3) 公立保育園保護者代表 6人
- (4) 私立保育園保護者代表 2人
- (5) 町内で私立保育園を運営する法人代表 1人

（任期）

第4条 委員の任期は、各職の在任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

- 3 委員長、副委員長の任期は委員の任期による。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は必要に応じ、委員長が招集し、その議長となる。ただし、3分の1以上の委員から請求のあったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、会議において、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉こども課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。